

「しんきん傷害保険付定期積金」の商品開発

主事研究員 田口さつき

1 傷害保険のついた定期積金

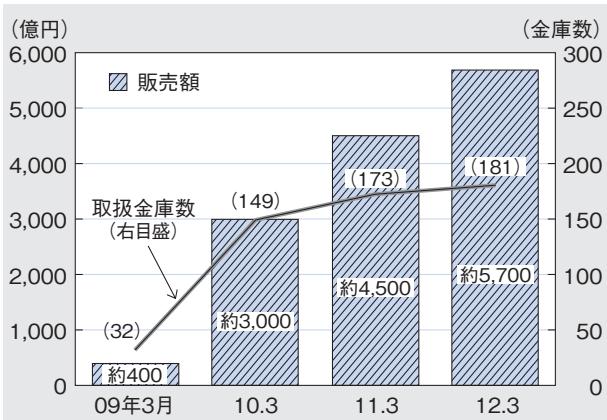
定期積金の利用者は、子供の進学など将来何らかの目的で一定額の資金が必要になると想定し積立てを行う場合が多い。

この利用者の貯蓄行動を踏まえ、定期積金に傷害保険を付けることによって、事故により利用者が積み立てることができなくなった場合でも、必要な資金が確保できる交通傷害保険付定期積金などの金融商品を独自に設計し取り扱う金融機関はこれまでにも存在した。しかし、事務の煩雑さ等から取扱規模の拡大が難しかった。

このようななか、「しんきん傷害保険付定期積金」(以下「傷害保険付定期積金」)の取扱いが2008年12月より信用金庫で始まった。同商品は、信金中央金庫(以下「信金中金」)が信用金庫に提供した商品であり、取り扱うかどうかの判断は各信用金庫が行っている。

実績面では、第1図のように拡大傾向が続

第1図 しんきん傷害保険付定期積金の取扱実績の推移



資料 信金中央金庫資料から作成

いている。12年3月末時点で全信用金庫の66.8%に当たる181金庫が取り扱い、販売額は約5,700億円に増加した。

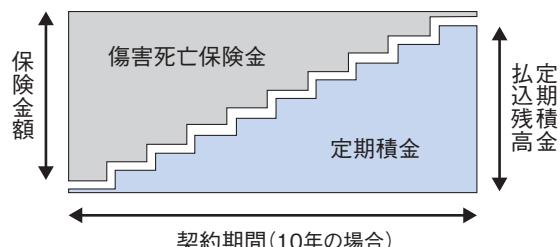
傷害保険付定期積金の開発は、信用金庫での定期積金の再評価の動きを受けた信金中金が、信用金庫の業務をサポートすることを目的に、共栄火災、損保ジャパンとともに開発を行った。商品設計や仕組みといった面で様々な工夫がなされており、以下では、それらを詳細にみていく。

2 商品設計について

傷害保険付定期積金は、利用者が目的をもって積み立てるという観点から、契約期間は5年、または、10年と長期である。

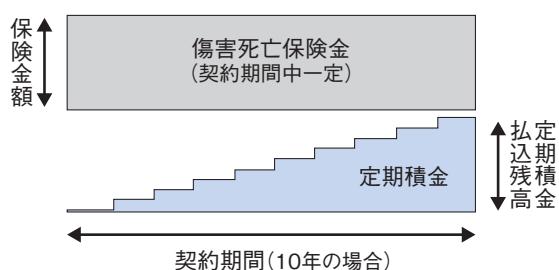
また、保険部分については、「従来型」と「フラット型」がある。従来型(第2図)は、定期積金の未積立部分を傷害死亡保険金で補償するという考え方である。これは前述の通り、利用者が不測の事故にあって死亡した場合にも事前に目標としていた定期積金掛金総額を家族に残せることに着眼して設計されたもの

第2図 保険部分(従来型)



出典 信金中央金庫「業績のご報告」(平成22年度)

第3図 保険部分(フラット型)



出典 第2図と同じ

である。そのため、定期積金の払込残高が増えると保険で補償される部分が減少する。

これに対し、傷害死亡保険金が積立てとともに減少することは分かりにくいという販売現場の意見もあり、11年3月からは、傷害死亡保険金(定期積金掛金総額と同額)が契約期間中一定のフラット型(第3図)も導入された。

3 仕組みの工夫とその背景

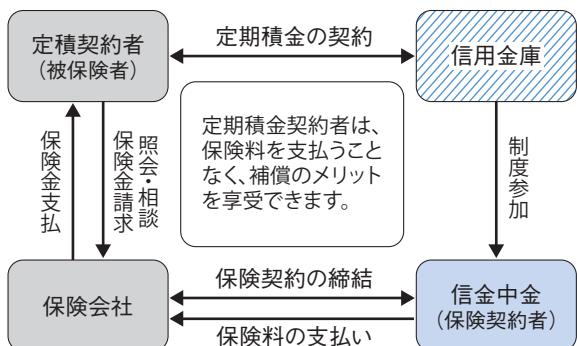
傷害保険付定積の仕組みの大きな特徴は、信金中金が保険契約者となり損害保険会社と契約を行っていることである(第4図)。

そのため、保険料を支払っているのは信金中金であり、同商品の利用者や信用金庫は保険料の負担がない。つまり、利用者にとっては、無料で補償のメリットを受けられる。

また、保険部分は「商品付帯契約」という扱いになっているため、保険窓販業務には該当しない。これにより、信用金庫にとっては、販売時の保険についての説明義務や必要書類作成・管理などの取扱事務の負担がおおいに軽減される。

なお、被保険者の属性によって保険料が異なるなどの煩雑さを避けるために、傷害保険付定積の保険部分としては、共栄火災の「標準

第4図 しんきん傷害保険付定期積金の仕組み



出典 第2図と同じ

「準傷害保険」という保険加入者の年齢、職業、性別にかかわらず、保険料が一律の商品が活用された。また、補償内容は①傷害死亡保険金、②傷害入院保険金、③傷害手術保険金の3つであり、わかりやすい設計となっている。

4 商品としての位置づけ

傷害保険付定積は、提案型営業のツールとして活用されている。筆者のヒアリングによると、現在、同商品の主な利用者は50歳代が中心だが、若年層などこれまで取引の薄かった顧客との関係づくりのきっかけになると考える信用金庫も多い。また、アパートローンの利用先に修繕費の積立てとして同商品を推進する事例もある。

顧客への訴求性だけでなく、事務負担の軽減等が図られているため、取り扱う信用金庫からも評判がよい。

傷害保険付定積は、信金中金と共に火災、損保ジャパンという異なる業態がそれぞれの役割を踏まえて協業を進めた点も、今後の金融商品の開発に参考になる事例である。

(たぐち さつき)